

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年八月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十五号

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

職場適応訓練委託規則（昭和三十八年広島県規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第四号中「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。